

京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第10号

京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則
京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

表中

「

4 課長補佐及び担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5 庶務係長、試験係長、調査係長、給与係長及び担当係長が属する職制上の段階	係長
6 主任が属する職制上の段階	主任
7 1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

を

」

「

4 庶務係長、試験係長、調査係長、給与係長及び担当係長が属する職制上の段階	係長
5 主任が属する職制上の段階	主任
6 1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)